

## 成年後見制度とは、どのような制度なのか。

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方を保護するための制度です。成年後見制度には、次のようなタイプがあります。

### 成年後見制度のタイプについて

区分	対象となる方	援助者	
補助	判断能力が不十分な方	補助人	監督人を選任することがあります。
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人	
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

## 「後見」とは、どのような制度なのか。

認知症、知的障害、精神障害などによって、判断する能力が欠けているのが通常の状態の方について、申立てによって、家庭裁判所が「後見開始の審判」をして、本人を援助する人として成年後見人を選任する制度です。

成年後見人は、後見開始の審判を受けた本人に代わって契約を結んだり、本人の契約を取り消したりすることができます。このように幅広い権限を持つため、後見人は、本人の財産全体をきちんと管理して、本人が日常生活に困らないように十分に配慮していかなければなりません。

## 「保佐」とは、どのような制度なのか。

認知症、知的障害、精神障害などによって、一人で判断する能力が著しく不十分な方について、申立てによって、家庭裁判所が「保佐開始の審判」をして、本人を援助する人として保佐人を選任する制度です。

保佐人は、保佐開始の審判を受けた本人が一定の重要な行為をしようとすることに同意したり、本人が保佐人の同意を得ないで既にしてしまった行為を取り消したりすることを通じて、本人が日常生活に困らないよう配慮します。なお、保佐人は、予め本人が望んだ一定のことがらについて、代理権を与えたとの家庭裁判所の審判によって、本人に代わって契約を結んだりする権限を持つこともできます。

## 「補助」とは、どのような制度なのか。

認知症、知的障害、精神障害などによって、一人で判断する能力が不十分な方について、申立てによって、家庭裁判所が「補助開始の審判」をして、本人を援助する人として補助人を選任する制度です。

補助人は、補助開始の審判を受けた本人が望む一定のことからについて、同意したり、取り消したり、代理することを通じて、本人が日常生活に困らないように配慮します。そのため、補助の制度を利用する場合、その申立てと一緒に、予め、同意したり代理したりできることからの範囲を定めるための申立てをする必要があります。

### 「任意後見」とは、どのような制度なのか。

十分な判断能力がある方が、将来判断能力が不十分になった場合にそなえてあらかじめ公正証書で任意後見契約を結んでおき、判断能力が不十分になったときに、その契約にもとづいて任意後見人が本人を援助する制度です。任意後見制度の詳しい内容や利用方法については、お近くの公証役場でご確認ください。

なお、契約は、家庭裁判所が「任意後見監督人選任の審判」をしたときから、その効力が生じます。

### 成年後見制度を利用すると、制限されることなどはあるのでしょうか。

これまで、各種の法律において、後見制度又は保佐制度を利用することにより、一定の資格や職業を失ったり、営業許可等が取得できなくなったりするなどの権利制限に関する規定が定められていました。

令和元年6月7日に成立した「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」といいます。）並びに同年12月4日に成立した「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下併せて「会社法改正法」といいます。）により、上記の権利制限に関する規定が削除され、今後は、各資格・職種・営業許可等に必要な能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断されることとなります。

整備法の施行日は、次のとおり資格や職業等によって異なりますので、ご注意ください。また、会社法改正法の施行日は次のとおり令和3年3月1日となります。

#### 整備法

・施行日：令和元年6月14日

准介護福祉士、養育里親及び養子縁組里親、酒類の販売業免許 など

・施行日：令和元年9月14日

国家公務員、自衛隊員、マンション管理士、旅行業務取扱管理者、社会福祉法人の役員、宅地建物取引業の免許、建設業の許可 など

・施行日：令和元年12月1日

一級建築士免許、二級建築士免許 など

・施行日：令和元年12月14日

医師、介護福祉士、教員、弁護士、行政書士、警備員、税理士、地方公務員、農業協同組合の役員、貸金業の登録、古物営業の許可 など

#### 会社法改正法

- ・施行日：令和3年3月1日
- 株式会社の取締役，監査役，執行役 など
- 一般社団法人・一般財団法人の理事，監事 など

## 成年後見人には必ず候補者が選ばれるのですか。

---

家庭裁判所では，申立書に記載された成年後見人等候補者が適任であるかどうかを審理します。

その結果，候補者が選任されない場合があります。被後見人が必要とする支援の内容などによっては，候補者以外の方(弁護士，司法書士，社会福祉士等の専門職や法律または福祉に関する法人など)を成年後見人に選任することがあります。

なお，成年後見人にだれが選任されたかについて，不服の申立てはできません。

また，次の人は成年後見人になることができません。

(欠格事由)

- (1)未成年者
- (2)成年後見人等を解任された人
- (3)破産者で復権していない人
- (4)本人に対して訴訟をしたことがある人，その配偶者または親子
- (5)行方不明である人

## どのような時に，成年後見制度を利用するのですか。

---

例えば，以下のようなときに利用することが考えられます。

### 【後見】

・老人性の認知症により判断能力が欠けているのが通常の状態となった方のために，介護の契約を結んだり，財産を管理したりする必要があるときに，家庭裁判所に後見開始の審判の申立てをし，選任された成年後見人にそうした契約や財産管理をしてもらう。

・交通事故により判断能力が欠けているのが通常の状態となった方に代わって，その方のために，保険金(損害賠償)を請求する必要があるときに，家庭裁判所に後見開始の審判の申立てをし，選任された成年後見人に，本人の代理人として請求してもらう。

### 【保佐】

・老人性の認知症のため判断能力が著しく不十分な方について，介護サービス利用契約を結んで適切な介護を受けられるようにする必要があるときに，家庭裁判所に保佐開始の審判の申立てをし，同時に，介護契約を本人に代わって保佐人にしてもらう権限(代理権)を与えるとの審判の申立てをして，選任された保佐人に手続をしてもらう。

### 【補助】

・認知症の症状が出て判断能力が低下していると医師に言われるなどして，一人で契

約等をすることに不安があるときに、家庭裁判所に補助開始の審判の申立てをし、選任された補助人にサポートしてもらおう。なお、誤った判断に基づいてしてしまった契約を取り消すことができるようにするためには同意権を与えるとの審判を、契約等を本人に代わって補助人に代理してやってもらうためには代理権を与えるとの審判を、それぞれどのようなことならについてやってもらいたいかを特定したうえで、補助開始の審判の申立てにあわせて申し立てる必要があります。

### 成年後見制度を利用するためには、どうすればよいですか。

---

成年後見制度を利用するためには、まず、後見開始、保佐開始、補助開始の審判を家庭裁判所に申し立てる必要があります。

### 鑑定とは、どのような手続なのですか。

---

鑑定とは、本人に判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続です。申立時に提出していただく診断書とは別に、家庭裁判所が医師に鑑定を依頼して行われます。後見開始及び保佐開始の審判では、原則として、この鑑定手続が必要であると定められています。

鑑定には、申立てとは別に費用がかかります。鑑定費用は、鑑定を引き受ける医師の意向や、鑑定のために要した労力等に応じて決められます。

### 成年後見人の役割は、どのようなものですか。

---

成年後見人の役割は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な代理行為を行うとともに、本人の財産を適正に管理していくことです。

具体的には、(1)本人のために診療・介護・福祉サービスなどの利用契約を結ぶこと、(2)本人の預貯金の出し入れや不動産の管理などを行うことが主な仕事となります。

※裁判所ホームページより抜粋 (<https://www.courts.go.jp/index.html>)